

周南市監査委員 久行 竜二

周南市監査委員 福田 文治

定期監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、公表します。

（当該監査の結果は、令和8年2月20日に議長及び市長等に提出し、令和8年3月13日に議会報告されています。）

1 監査の対象

産業振興部

商工振興課、中心市街地活性化推進課、農業振興課、農林整備課、
水産振興課

2 監査の範囲

令和7年4月（指定した一部の事務については令和6年4月）から10月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査の実施期間

令和7年12月4日（木）から令和8年2月20日（金）まで

4 監査の実施内容

監査に当たっては、周南市監査委員監査基準に従い、財務事務監査を中心に行政監査の視点も取り入れ、市の事務の執行が法令等に則り適正に執行されているか、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼として実施し、全部又は一部を抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。

5 監査の着眼点

監査の実施に際し、過去の監査結果等を参考にリスク評価を行い、着眼点を設定した。その主な項目は次のとおりである。

(1) 共通的事項

- ア 文書作成事務において、文書は適正に作成されているか。
- イ 文書事務において、文書は適正に整理、保存されているか。

(2) 支出事務

- ア 資金前渡及び資金前渡に伴う精算事務の手續に誤りはないか。
- イ 負担金、補助及び交付金の支出において、交付手續に誤りはないか。
- ウ 負担金、補助及び交付金の支出において、交付決定等に伴う審査は適正に行われているか。
- エ 負担金、補助及び交付金の支出において、補助金等の交付条件は適切に付され、条件どおり履行されているか。

(3) 契約事務

- ア 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。
- イ 債務負担行為等の措置がないにもかかわらず契約期間の自動更新が約款にあるものはないか。
- ウ 年度開始前に見積合わせ、契約締結が行われているものはないか。

(4) 財産管理事務

- ア 物品は正しく分類整理され、備品管理シールなどは正確に貼付されているか。

(5) 指定管理事務

- ア 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手續等は適正になされているか。
- イ 指定管理者より提出された事業報告書の点検は適切になされているか。
- ウ 市で実施すべき修繕等を放置しているものはないか。またはリスク分担等に反して指定管理者の費用で実施させていないか。

6 監査の結果

上記事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、法令等に適合し、合理的かつ効率的な執行に努められており、次に述べる事項を除いて、おおむね適正に処理されていた。

なお、指摘事項の詳細にわたる部分や軽微な事項(合計114件)については、監査結果の講評の際に、文書で指導した。

商工振興課

(1) 共通的事項

ア 周南市企業立地促進条例について、国の統計基準の改定に伴う改正がされていないものがあった。

(2) 契約事務

ア 契約書について、重要項目の記載に不備があるものがあった。

農業振興課

(1) 契約事務

ア 周南市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に該当しない業務委託契約について、年度開始前に予算執行行為が行われているものがあった。

農林整備課

(1) 契約事務

ア 周南市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に該当しない業務委託契約について、年度開始前に予算執行行為が行われているものがあった。

水産振興課

(1) 収入事務

ア 漁港区域内の水面等の占用料について、金額算定を誤っているものがあった。

(2) 契約事務

ア 周南市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に該当しない業務委託契約について、年度開始前に予算執行行為が行われているものがあった。

イ 契約書に貼付された収入印紙について、納税指導の不備により印紙税額を誤っているものがあった。